

工場内で受託車を運転中、 整備工場の社用車にぶつけてしまった。

※本事故事例集は、実際の事故事例を参考にして作成しています。

工場内が受託車や社用車でいっぱいになったので、加入工場の従業員は工場構内の車を入れ替えて整理していました。

ちょうど整備で預かっていた受託車を運転していたところ、左側ばかりを気にして右側後方にあった加入工場の社用車にぶつけてしまい、受託車と加入工場の社用車双方が損壊してしまいました。

受託車の損壊は車両賠償保険で支払われました。なお、加入工場の社用車は別途加入している任意保険(車両保険)で支払われました。

支払保険金

333,240円

費用	金額
受託車の損害	383,240円
免責金額(事故1回目)	▲50,000円

受託車の損害額は時価額が限度となります。

- 工場構内で預かった車を移動する際、運転操作を誤り衝突するケースは多く発生しています。
- 今回の事故では加入工場の社用車にも損害がありましたが、自社所有の財物ですので本制度の受託自動車保険(対物賠償)では対象となりませんのでご注意ください。
- 車両賠償保険では受託車を保管・管理中に接触や衝突による受託車自体の損害をカバーします。また、盗難にも対応いたします。



お問い合わせ先

一般財団法人全国中小企業共済財団(全共済)

TEL 03(3264)1511

「日整連自動車整備業賠償共済保険」の詳細はパンフレットをご参照ください。補償概要につきましては右の二次元コードから動画でご確認いただけます。

